

第5回静岡県高潮浸水想定等検討委員会

日時：令和6年1月25日（木）10：00～12：00

会場：静岡県庁別館2階第1会議室A, B

形式：対面・WEB会議併用

議事次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第4回検討委員会における主な意見と対応方針
- (2) 遠州灘沿岸の高潮浸水想定区域（Ver. 2.10 対応）の検討
- (3) 家屋倒壊等氾濫想定区域の設定に関する検討
- (4) 今後の予定

3 閉 会

【配布資料】

- ・ 議事次第
- ・ 委員名簿
- ・ 静岡県高潮浸水想定等検討委員会 設立趣意
- ・ 静岡県高潮浸水想定等検討委員会 設置要綱
- ・ 資料1：説明資料
- ・ 資料2：計算条件等資料集
- ・ 参考資料：第5回静岡県高潮浸水想定等検討委員会の概要

静岡県高潮浸水想定等検討委員会 設立趣意

静岡県では、これまで大型の台風の接近・上陸により幾度となく高潮・高波による被害を被っており、特に昭和34年の伊勢湾台風や昭和41年の台風第26号、昭和54年の台風第20号において多くの人的被害が発生した。又、令和元年の台風第19号では、県内の複数の観測所で既往最高潮位を更新しており、気候変動による影響から今後も高潮・高波による浸水被害の発生が懸念されている。

一方で、近年、これまでの想定を超える浸水被害が多発している状況を鑑み、平成27年に水防法が改正され、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域の指定や高潮特別警戒水位の設定など、高潮水防の強化に関する制度が創設された。

また、農林水産省及び国土交通省は、平成27年2月に「高潮水防の強化に関する技術検討委員会」を設置し、想定し得る最大規模の高潮の設定方法や堤防等の決壊・越流条件等の技術的な事項について関係有識者の意見を聴き、平成27年7月に「高潮浸水想定区域図作成の手引きVer1.00」（以下、「手引き」という。）を作成した。

静岡県では、水防法改正により創設された高潮水防の強化に関する取組を推進するため、平成30年度から手引きに基づく高潮浸水想定区域の検討を進めてきたところ、各都道府県における検討実績の蓄積や高波による浸水被害の発生状況等を踏まえ、令和2年6月に手引きが改定され、新たな検討の視点等が追加された。

この改定された手引きに基づき静岡県が進める想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域の検討や高潮特別警戒水位の設定に関して、技術的・専門的な見地から意見や助言等を行い、静岡県沿岸部の高潮水防の強化に資することを目的に、本委員会を設置するものである。

静岡県高潮浸水想定等検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本委員会は、「静岡県高潮浸水想定等検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、静岡県が進める想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域の公表や水防法に基づく高潮特別警戒水位の設定等の高潮水防の強化に関する取組について、技術的・専門的な見地から意見や助言等を行い、静岡県沿岸部の高潮に対する警戒避難体制の充実・強化に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となり会務を統括する。
- 4 委員長は必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。

- 2 委員会は、原則公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(附則)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

別表

静岡県高潮浸水想定等検討委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	分野
かとう ふみのり 加藤 史訓	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	学識（海岸工学）
さとう しんじ 佐藤 慎司	高知工科大学 システム工学群 教授	学識（海岸工学、沿岸環境学、水工学） 委員長
とみた たかし 富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 教授	学識（港湾工学、防災工学）
きただ しげき 北田 繁樹	気象庁 静岡地方気象台長	行政（国）

（敬称略、学識者は五十音順）